

天津大野木マイツニューズレター

07年5月号

2007年5月18日 担当：李志軍・安達友信

増える労務費負担

～ 上がりつづける最低賃金・昇給率、増える社会保険負担について～

中国は人件費が安いというのはもう昔の事と感ずるほど、ここ最近労務費の上昇が続いています。

天津市は4月23日に2007年4月1日より最低賃金を引き上げる通知を發し、続く28日に、昇給率のガイドラインを發表しました。また、社会保険負担も毎年最低基数や最高基数が上昇しており（前年平均給与を基礎に改定するため）、年々会社の労務費負担は重くなる一方です。

今回は、4月に發表された最低賃金及び昇給率をお知らせするとともに、現在の社会保険負担率を併せてお知らせいたします。（参考として、北京地区及び山東省青島地区の各種情報も記載しております。）

1. 最低賃金

(1) 天津市 ① 下記②以外の地区：740元（従来は670元）

② 宝坻区・武清区・静海縣・薊縣・寧河縣：720元（従来は650元）

※ 2007年4月1日より施行（「天津市最低賃金標準通知」津勞社局發[2007]59号）

(2) 北京市（中心部） 640元 （2006年7月1日より施行）

(3) 青島市（中心部） 610元 （2006年10月1日より施行）

2. 基準昇給率

(1) 天津市 平均昇給率：14%、最低6%、最高22%

2007年の昇給率のガイドラインとして、経営が安定している企業は平均昇給率14%を、経営が好調な企業は最高の昇給率22%を、赤字企業についても最低の6%の昇給率とする事とされている。

(2) 北京市 未發表

(3) 青島市 平均昇給率：14%、最低4%、最高22%

2007年の昇給率のガイドラインとして、経営が順調な企業は最低昇給率を下回らず、赤字経営企業は昇給しないことも可能だが、最低賃金は下回らない事とされている。

3. 社会保険及び住宅公積金料率

(1) 天津市主要地区

07年5月現在

保険の種類	天津市内		保税區・西青經濟開發區		TEDA		最低基数	最高基数
	個人負担	会社負担	個人負担	会社負担	個人負担	会社負担		
①養老保険	8.00%	20.00%	8.00%	20.00%	8.00%	20.00%	1,100	5,720
②基本医療保険	2.00%	9.00%	2.00%	9.00%	1.00%	10.00%	1,100	5,720
③失業保険	1.00%	2.00%	1.00%	2.00%	1.00%	2.00%	1,100	※5,720
④労災保険	-	0.5%・1.0%・2.0%	-	0.5%・1.0%、2.0%	-	0.05%～0.9%	1,100	5,720
⑤門(急)診高額治療保険	-	1.00%	-	1.00%	-	-	1,100	5,720
⑥休職幹部治療保険	-	0.70%	-	-	-	-	1,100	5,720
⑦生育保険	-	0.80%	-	0.80%	-	3.00%	1,100	※5,720
⑧在職高額治療救助	100元/年間	-	100元/年間	-	5元/月	-	-	-
⑨住宅積立金	9%～15%	9%～15%	9%～15%	9%～15%	9%、13%、15%	9%、13%、15%	※	無

※ TEDA地区の③失業保険及び⑦生育保険の最高基数は2,860元、⑨住宅積立金の最低基数は1,100元

(2) 北京市および青島市主要地区

保険の種類	北京市(中心部)				青島市(中心部)			
	個人負担	会社負担	最低基数	最高基数	個人負担	会社負担	最低基数	最高基数
①養老保険	8.00%	20.00%	※平均賃金×40%	※平均賃金×300%	8.00%	20.00%	1,012	5,061
②医療保険	2.00%	10.00%	※平均賃金×60%		2.00%	10.00%	1,012	5,061
③失業保険	0.50%	1.50%	※平均賃金×40%		0.50%	1.50%	1,012	5,061
④労災保険	-	0.2%～3%	※平均賃金×40%		-	0.2%～3%	1,012	5,061
⑤生育・子供治療保険	-	0.80%	※平均賃金×60%		-	0.80%	1,012	5,061
⑥在職高額治療救助	3元/月	-	-	-	3元/月	-	-	-
⑦住宅積立金	8%～12%	8%～12%	-	-	8%～12%	8%～12%	-	-

※2006年平均賃金:3,008元

※実際の社会保険手続は、事前に自社の所轄機関に確認した後に行ってください。

4. まとめ

天津市の最低賃金の上昇及び基準昇給率は、ここ数年 10%超が続いています。

また、会社負担の社会保険料率は合計で約 40%～50%となっていますので、額面給与の 1.5 倍が総人件費となります。手取給与額で労務費負担を把握しがちですが、手取り給与額に個人所得税及び個人負担社会保険料を加味し額面給与額を大雑把に計算すると、手取り給与額の 1.3 倍ぐらいになります。更に会社負担社会保険等を加味すると、会社総労務費は手取り給与額の約 1.9 倍になります。

まだしばらくは、労務費負担の上昇は続くものと予想されています。

労務費は何もしなくても上昇してしまいますが、それに伴い労働生産性も毎年自動的に 10%以上上昇すれば良いのですが。こればかりは企業努力が必要ですね。

(完)